　　　　　　　　　　　　　　【別添２－１】

本実施要綱第２条２項イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

１ 助成対象

○ 高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、

・ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、

・ 保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

（対象事業所・施設）

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

２ 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

①必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供

②ゾーニング（区域をわける）の実施

③コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整

④状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察

⑤症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

１の対象事業所・施設であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。

(1) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

(2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

　　また、上記①～⑤に加え、以下の⑥⑦いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

　⑥令和４年１月27日以降において、１の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること（※）。

　※ただし、令和４年３月22日以降は、緊急事態措置等を実施すべき区域から除外されている場合であっても、⑥の要件を満たすものとする。

　⑦小規模施設等（定員29人以下）にあっては施設内療養者※が同一日に２人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあっては施設内療養者※が同一日に５人以上いること。

　　なお、別紙１及び別紙２に記載し、本事業の申請書と併せて市に提出すること。

　※別添２－１でいう「施設内療養者」は、令和４年９月30日までに発症した者については、発症後15日以内の者とする。

　　令和４年10月１日以降に発症した者については、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快※後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快※後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

　　無症状患者（無症状病原体保有者）については、陽性確定に係る検体採取日が令和５年１月１日以降の場合は、当該検体採取日から起算して７日以内の者（当該検体採取日を含めて７日間）を「施設内療養者」とする。なお、陽性確定に係る検体採取日が令和４年12月31日までの場合は、当該検体採取日を発症日として取り扱って差し支えない。

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

３ 助成の上限額

ア　〇令和４年９月30日までに施設内療養者となった者

施設内療養者一人あたり15 万円とする。ただし、15 日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人あたり一日１万円を補助する。

　〇令和４年10月１日以降に施設内療養者となった者

施設内療養者一人あたり一日１万円を補助する（一人あたり最大15万円を補助。）。

なお、別添３の補助単価の範囲内とする。

イ　２の⑥⑦の要件を満たす場合は、上記アに加えて、施設内療養者一人あたり一日１万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

なお、ア・イの補助額は別表１の補助単価の範囲内（ただし、令和５年４月１日以降に生じた補助額については、令和５年度に適用する基準単価の範囲外とする。）とし、イの追加補助については、小規模施設等は１施設あたり200万円、大規模施設等は１施設あたり500万円を限度額とする。

　ウ　上記アの補助を受けた施設に対して、さらに追加で、施設内療養者一人あたり一日１万円を補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

　　ウの補助対象期間は、以下の(1)、(2)、(3)及び（4）とする。

　(1)令和４年１月27日から令和４年３月21日までの期間。

　(2)令和４年３月22日から令和４年５月31日までの期間。ただし、令和４年５月31日までに新型コロナウイルス感染症の治療ができる協力医療機関を確保している場合に限る。

　(3)令和４年７月27日から令和４年９月14日までの期間。ただし、令和４年９月14日までに新型コロナウイルス感染症の治療ができる協力医療機関を確保している場合に限る。

　(4)令和４年12月26日から令和５年１月31日までの期間。ただし、令和５年１月31日までに新型コロナウイルス感染症の治療ができる協力医療機関を確保している場合に限る。

４ その他

本助成は、本実施要綱第２条２項イの対象経費の「（ア）a. ア（ア）①から③に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての助成が可能である。